

公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構
令和８年度 第１回 評議員会議事録

- 1 評議員会の決議があったものとするみなされた事項の内容
(1) 第１号議案のとおり、松本直樹を理事に選任する。
(2) 第２号議案のとおり、井口智貴を理事に選任する。
(3) 第３号議案のとおり、伊吹幸代を理事に選任する。
(4) 第４号議案のとおり、奥田裕樹を監事に選任する。
(5) (1)～(4)の議案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる日は令和８年５月７日とする。
- 2 評議員会の決議があったものとみなされた事項の提案者
理事長 目片佳子
- 3 評議員会の決議があったものとみなされた日
令和８年５月７日（木）
- 4 議事録の作成に係る職務を行った者
理事長 目片佳子
- 5 評議員総数９名の同意書
別添のとおり

令和８年４月２４日、理事長目片佳子が評議員の全員に対して、評議員会の決議の目的である事項について、上記１(1)から(5)の内容の提案書を発し、当該提案につき令和８年５月７日までに評議員の全員から書面により同意する旨の意思表示を得たので、評議員会運営規程第９条に基づき、当該提案を承認可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、評議員会の決議があったものとみなされたことを明確にするため、この議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

令和８年５月７日

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構

理事長 目片佳子 印

第 1 号議案

理事の選任に関する件

定款第 22 条第 1 項の規定に基づき、下記の者を理事に選任する。

記

1 理事候補者

(新) 松 本 直 樹 (滋賀県琵琶湖環境部次長)

(旧) 目 片 佳 子 (前 滋賀県琵琶湖環境部次長)

2 任 期

定款第 25 条第 3 項の規定に基づき、今回選任する理事の任期は、令和 8 年 5 月 7 日から令和 9 年 6 月に開催する定時評議員会の日までとする。

第 2 号議案

理事の選任に関する件

定款第 22 条第 1 項の規定に基づき、下記の者を理事に選任する。

記

1 理事候補者

(新) 井 口 智 貴 (兵庫県企画部総合政策課水素・エネルギー企画官)

(旧) 平 井 克 尚 (前 兵庫県企画部総合政策課
水素・エネルギー企画官)

2 任 期

定款第 25 条第 3 項の規定に基づき、今回選任する理事の任期は、令和 8 年 5 月 7 日から令和 9 年 6 月に開催する定時評議員会の日までとする。

第3号議案

理事の選任に関する件

定款第22条第1項の規定に基づき、下記の者を理事に選任する。

記

1 理事候補者

(新) 伊 吹 幸 代 (奈良県環境森林部水・大気環境課長)

(旧) 高 木 康 人 (前 奈良県環境森林部水・大気環境課長)

2 任 期

定款第25条第3項の規定に基づき、今回選任する理事の任期は、令和8年5月7日から令和9年6月に開催する定時評議員会の日までとする。

第4号議案

監事の選任に関する件

定款第22条第1項の規定に基づき、下記の者を監事に選任する。

また、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり報酬額を決定する。

記

1 監事候補者

(新) 奥 田 裕 樹 (株式会社三井住友銀行公務法人営業第二部副部長)

(旧) 岡 本 光 平 (前 株式会社三井住友銀行公務法人営業第二部副部長)

2 任 期

定款第25条第3項の規定に基づき、今回選任する監事の任期は、令和8年5月7日から令和9年6月に開催する定時評議員会の終結の時までとする。

3 報酬額

無報酬とする。